

横浜市個人情報保護審議会答申
(答申第10号)

平成25年11月27日

横 個 審 第 10 号

平 成 25 年 11 月 27 日

横浜市長 林 文子 様

横浜市個人情報保護審議会

会 長 中 村 れ い 子

横浜市個人情報の保護に関する条例第52条第1項の規定に基づく諮問
について（答申）

平成25年7月16日中保第1446号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「白紙ではなく、特定医師、特定整形、特定医院、花園橋の特定医師に部位病名は重ならない、理学療養士用のカルテで毎回、カルテ NO.を確認済の自己情報の部位、傷病名を印刷するか 白紙ではなく 医師本人が記入。備考に3年のんでのる薬名も」との個人情報の取扱いの是正の申出に係る諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市個人情報保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。）第52条に基づき諮問された本件是正の申出については、是正の措置を講ずる必要はないという横浜市長（以下「実施機関」という。）の主張は、妥当であると判断する。

2 是正の申出の趣旨

本件是正の申出（以下「本件申出」という。）は、申出人の是正申出書（以下「申出書」という。）によると、次のとおり記載されている。

是正の申出の趣旨及び理由として、「白紙ではなく、特定医師、特定整形、特定医院、花園橋の特定医師に部位病名は重ならない、理学療養士用のカルテで毎回、カルテNO.を確認済の自己情報の部位、傷病名を印刷するか 白紙ではなく 医師本人が記入。備考に3年のんでる薬名も」とある。

また、本件申出に係る保有個人情報としては「要否意見書がすでに出たカルテNO、公費負担NO、公費負担割合が私個人（特定名は一に）で初診日と処方せんが変更される前に主治医に発行される 医療券、施術券、調剤券」となっている。

3 本件申出に係る実施機関の調査結果及び意見

(1) 事実経過について

本件申出については、記載された内容から申出の趣旨を確認することができなかつたため、申出人に確認事項として、ア 是正の対象となる個人情報は何か、イ 条例の第何条に違反しているか、ウ 何をどのように是正するのか、エ 是正の趣旨は、「医療券、施術券、調剤券（以下併せて「医療券等」という。）について、白紙ではなく、医師本人が記入することを求める」と理解してよいか、以上4点に関して回答を求める文書を郵送した。

しかし、申出書に記載された住所に郵送文書は届かず、また電話番号も現在使用されておらず、確認することができなかった。

そこで、「是正の申出に係る保有個人情報」の欄及び「是正の申出の趣旨及び理由」の欄の記載から、本件申出に係る保有個人情報、趣旨及び理由を「医療券等について、白紙ではなく、医師本人が記入することを求める」と解し、是正措置の要

否について検討した。

(2) 是正の措置の要否に関する意見

申出書にある要否意見書とは、生活保護の被保護者が医療機関や施術機関において医療や施術、投薬を受けるに当たり、実施機関が病状の把握を主な目的として、主治医や施術者に意見を求めるための書類である医療要否意見書又は給付要否意見書（以下併せて「要否意見書」という。）であり、主治医等が病状に対する意見を記載し、実施機関に送付するものである。

医療券等は、国民健康保険等の医療保険の資格がない被保護者が、生活保護法（昭和25年法律第144号）による医療扶助を受ける資格があることを医療機関等に証明する書類である。個々の取扱いについては、以下のとおりである。

医療券は、実施機関により該当者の氏名、生年月日、居住地、有効期間、医療機関名等が記載されたものであり、医療機関はその内容を確認し、必要事項を診療報酬明細書に転記し、社会保険診療報酬支払基金に診療報酬を請求するために使用するものである。

施術券も同様に、実施機関により該当者の氏名、居住地、有効期間、施術者名等が記載されたものであるが、施術料の請求書と一体になっており、施術機関では請求書に必要事項を記載して実施機関に請求するために使用する。調剤券も医療券と同じ様式で、診療に伴う調剤について、薬局宛に発行するものである。

傷病名の記載欄は医療券等に存在するが、傷病名はあらかじめ要否意見書において特定されており、傷病名記入により患者の処遇上秘匿すべき傷病名が漏えいするおそれがあること等から、改めて傷病名を記載をせずに運用している。実施機関が傷病名の記載がない医療券等を発行しても、医療を受ける者に不利益はなく、適正な事務処理を行っていると考えられる。

また、申出人は医療券等について傷病名を白紙ではなく、医師本人が記入することを求めているが、医療券等は実施機関が医療機関等に発行する書類であり、傷病名を医師本人が直接記入すべきものではない。

以上のことから、本件申出について、実施機関は適正な事務を執行しており、保有個人情報について条例第6条から第10条までのいずれの規定にも違反しておらず、是正措置を講ずる必要はないと判断した。

4 審査会の判断

(1) 本件申出に係る審議について

当審議会が改めて本件申出に係る申出書を確認したところ、申出書の記載からは条例第51条第1項第2号に規定する「是正の申出に係る保有個人情報を特定するに足りる事項」及び同項第3号に規定する「是正の申出の趣旨及び理由」を確認することができなかった。また、これらについて、実施機関が申出人に確認を試みたが確認に至らなかった経過については、前記3記載のとおりであると認めることができる。

したがって、当審議会としては、本件申出について実施機関の諮問を受け、これを審議することの妥当性に疑問がないわけではないが、条例が実施機関に対して個人情報につき慎重な取扱いを求めている趣旨に鑑み、実施機関が本件申出に係る保有個人情報、趣旨及び理由を「医療券等について、白紙ではなく、医師本人が記入することを求める」と解して諮問していることについて、次のとおり判断する。

(2) 調査結果について

是正の申出は、実施機関が保有個人情報を条例第6条から第10条までのいずれかの規定に違反して扱っているときに行うことができるものであるが、傷病名の記載のない医療券等に改めて傷病名を記載すべきであり、それを医師が記載すべきである等の申出は、そもそも保有個人情報の取扱いとは何ら関係がなく、当該条項が規定する是正申出の対象とはなり得ない。

よって、本件申出における保有個人情報の取扱いについては、条例第6条から第10条までのいずれの規定にも違反しているとは認められない。

(3) 結論

以上により、本件申出に対し是正の措置を講ずる必要はないという実施機関の主張は、妥当であると判断する。

< 参 考 >

審議会の経過

平成25年7月16日 実施機関から諮問書を受理

平成25年7月31日 審議

平成25年9月25日 審議

平成25年10月30日 審議